

石巻市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項及び第10項の規定により、その結果及び意見を次のとおり公表する。

平成24年11月27日

石巻市監査委員 柴山耕一

石巻市監査委員 矢川昌宏

石巻市監査委員 森山行輝

- 1 監査対象部課等 健康部
健康推進課、夜間急患センター、介護保険課及び健康部所管の行政機関
- 2 監査期間 平成24年10月5日から同年11月26日まで
- 3 監査対象範囲 平成24年度一般事務及び財務に関する事務の執行
(平成24年8月31日現在)
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 平成24年度一般事務及び財務に関する事務の執行状況について、事務処理状況を試査したところ、一部の事務処理において別紙のとおり指摘します。
また、結果報告に添える意見は、別紙のとおりです。
なお、指摘事項及び意見以外の軽微な事項については、別途指導しました。

指 摘 事 項

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

| 対象部課 | 不適正事項 | |
|--------------|-------|--|
| | 項目 | 内容 |
| 健康部 健康推進課 | 契約事務 | <p>各種健（検）診票等作成・印字・封入委託業務契約において、契約書に 2 万円の収入印紙を貼付しなければならないにもかかわらず、400 円の収入印紙しか貼付されていなかったため、適正に処理すること。</p> <p>また、今後は、印紙税法に基づき適正な収入印紙が貼付されたものを契約の相手方から收受すること。</p> |
| 健康部 介護保険課 | 契約事務 | <p>石巻市「食」の自立支援事業業務委託契約書において、同一の契約内容で 3 者と契約を締結しているが、1 者の契約書には 4,000 円の収入印紙が、もう 1 者の契約書には 200 円の収入印紙が、それぞれ貼付してあり、残りの 1 者の契約書には収入印紙が貼付されていなかった。</p> <p>本委託業務は、食事の調理に困難をきたしている 65 歳以上の高齢者を対象として栄養バランスのとれた食事の宅配サービス業務を委託実施しようとするもので、市は 1 食当たり 300 円の委託料を宅配業者に支払う契約となっている。宅配業者が市と契約する場合は請負契約扱い（印紙税法別表第一に掲げる第 2 号文書）となり、この場合、単価契約であるため契約書に総額が記載できないことから印紙税は 200 円となる。</p> <p>なお、営業者間で同様の契約を締結する場合は、継続的取引の基本となる契約書（印紙税法別表第一に掲げる第 7 号文書）に該当し、印紙税は 4,000 円となる（印紙税法施行令第 26 条第 1 号）。</p> <p>加えて、契約書中、委託業務について実施状況報告書を期日までに提出させ検査する旨の規定がないなどの不備がみられ、他の契約書も含めて全般的に条文内容の統一性に欠けているので、契約規則に基づき記載しなければならない事項はもれなく記載すること。</p> <p>なお、過誤納した印紙税は、当該契約書を所轄税務署に持参し、手続きを取れば還付が受けられるので、当該事業者による旨連絡するなど指導すること。</p> <p>また、印紙税の課税判断については、最終的に所轄の税務署が行うので、事業者には必ず所轄の税務署に確認するよう指導すること。</p> |

監査結果報告に添える意見

組織及び運営の合理化に資するため、事務等の改善を検討されたい事項

意見の内容

○ 補助金等の交付事務について（総務部財政課）

健康部の助成金交付事務において、石巻市補助金等の交付に関する規則（以下「規則」という。）第14条に規定する事業実績報告書の提出、規則第15条に規定する額の確定がなされていないものが見受けられた。これは、同助成金が事業実績に基づき交付申請がなされる補助制度であることに起因するものと考えられる。

補助金等は、特定の事業を行うものに対し、その事業の遂行を育成、助長、奨励するために交付することが一般的であり、それを想定して、規則は、交付申請、交付決定、実績報告、確定通知等一連の手続きを必要としていると考えられる。

しかしながら、市町村における補助金等の交付は、住民生活に直結していることもあり、財政援助を目的とする補助金など性質上事務事業の完了後に補助申請がなされる場合があることも現実である。

このような場合、各課では補助金等の交付申請を受けた後、交付決定に併せて額の確定を行うなど柔軟に対応しているところであるが、これは、むしろ規則が実務に合っていないと考えるべきものでもある。

したがって、以上のように規則による一連の手続きを求めることが合理的でない場合は、要綱等で定めがある場合に限り実績報告書の提出があったものとみなし、交付決定に併せて額の確定を行うことができるよう規則の改正について検討されたい。

監査結果報告に添える意見

組織及び運営の合理化に資するため、事務等の改善を検討されたい事項

意見の内容

○ 出納員等の指定金融機関等への公金の納入について（会計課）

現金取扱事務において、出納員又は分任出納員（以下「出納員等」という。）が現金を領収した場合は、出納員等が指定金融機関等へ払い込みすることになっているが、その際に使用する納付書は、財務会計システムから出力したもので、既に出納員等へ納入済である者を納入義務者とする納付書により払い込みしているケースが見受けられた。

この場合、既に出納員等へ納入済である者との債権債務の関係は整理されているにもかかわらず、納入済の者に納入義務が生じているとの誤解を招く状況となっている。

これはシステム上の問題であり、財務会計システムにより調定決議書を作成する際、システムに入力した納入義務者の氏名が、調定決議書と連動して作成される納入通知書と兼用の納付書においても相手方として印刷されることに起因している。

したがって、出納員等が払い込みする納付書を財務会計システムにより作成する場合は、使用料を既に納めた納入者があたかもいまだ未払いかのような誤解を与える表示とならないよう財務会計システムの改修を図る必要がある。